

定例教育委員会

会 議 録

定例教育委員会会議録

平成26年2月20日

平成25年度坂井市教育委員会会議録（概要）

日時：平成26年2月20日(木) 午後1時00分より3時25分まで
場所：坂井市役所 第2別館 大会議室

【会議日程】

- 1 委員長あいさつ
- 2 教育委員会会議録(概要)の承認について
- 3 教育長報告
- 4 議案
 - 議案第26号 坂井市教育委員会表彰規則及び坂井市教育委員会善行青少年表彰規程に基づく表彰について
 - 議案第27号 坂井市給食費徴収規則の一部改正について
 - 議案第28号 坂井市公民館長の選任について
 - 議案第29号 坂井市立竹田小学校及び坂井市立丸岡中学校竹田分校の廃止について
 - 議案第30号 坂井市立幼稚園の位置の変更、分園の設置及び廃止について
 - 議案第31号 就学指定校の変更許可について
- 5 協議事項
 - (1) 坂井市社会教育委員及び坂井市青少年育成推進員の委嘱期間について
- 6 その他
 - (1) 行事予定(3月分)について
 - (2) その他

【出席者】

教育委員	青柳裕委員長、喜寿正之職務代理者、小篤義昭委員 三宅小百合委員、川元利夫教育長
教育部	杉田教育部長、前川事務局次長、甲斐教育審議監
教育施設整備課	藤野課長
学校教育課	土居課長
生涯学習スポーツ課	武曾課長
国体準備室	高澤室長
文化課	川上課長
図書館	高野館長
事務局書記	庄納参事、島田課長補佐

【会議の成立】

教育部長 ただいま、委員数5名、出席委員数5名であるので、地方教育行政委員会の組織運営に関する法律第13条第2項の規定により定足数に達するので、会議の成立を宣言する。

委員長 (あいさつ)

【会議録の承認】

委員長 1月定例教育委員会について、事務局の説明を求める。

事務局次長 (会議録概要説明)

委員長 質問等はないか。ないようであれば、会議録について承認する。
各委員は委員会終了後、会議録への署名を願いたい。

【教育長の報告】

教育長 ・ 学校では1年の締めくくりとなる3学期であり、中学3年生は、高校入試があり気ぜわしい時期を迎えている。
・ 教職員の人事は、管理職人事の段階である。坂井地区では36小中学校があり、4名の校長が定年退職となる。平成26年度末は12名の校長が定年退職となる。
・ 2/12から2月定例議会が始まっている。一般質問では教育委員会制度の改革について、学校教育における職務のあり方について、通学支援の保護者負担廃止について、スポーツ環境整備について、十郷橋の文化遺産登録について、海女文化の保護・継承について、坂井高校への通学支援について等の質問がある

委員長 これらについて質問等はあるか。

喜多委員 県立高校の入学願書が締め切られ、坂井高校は倍率が高くなっている。今後、坂井高校が地域の中核になるような流れになっているか。

教育長 願書締め切りの結果、定員割れはしていない。明日、志願変更の締め切りである。どのようなレベルの生徒が希望しているかは分からない。新入生が、学習、部活動においてどのように頑張るかが、坂井高校の評価になる。先生の指導、地域の協力が問われる。

喜多委員 どのような方向性で坂井高校を育てていくのか、市としてどのような支援ができるのか。春江工業高校と合併するので、野球をしたい子が鯖江や敦賀から来るのではと考える。丸岡高校もサッカーをしたいか

ら遠方から来る。そういった育て方も一つの方法ではと考える。

教育長 現在の坂井農業高校の校長は、とても前向きである。学校として特色のあるものを持つことが必要である。福井農林高校は、太鼓に力を入れていて、とても人気がある。女子生徒の入学率も高い。

委員長 春江工業高校は、ロボットコンテストでは、県でも上位である。新入生が入ってこない、と、継続していくことが難しくなる。

喜多委員 春江工業高校の跡地の問題は、具体化していないのか。

教育長 教育施設として残してほしいという地域の要望はある。県教育研究所の移転先という案もあるが、県と市の考え方が違うため調整中である。

【議案第 26 号 坂井市教育委員会表彰規則及び坂井市教育委員会善行青少年表彰規程に基づく表彰について】

委員長 これについて事務局の説明を求める。

教育次長 (議案内容の説明)
教育委員会表彰規則に基づき、功労賞として前教育委員の竹田裕喜子さん、平成 25 年度末で退職される先生方、功績賞として平成 24 年度ふくい優秀教職員に選ばれた小林教諭、高校生、社会人で優秀な成績を収めた方々等、奨励賞として小中学生で優秀な成績を収めた方々と 2 団体である。教育委員会善行青少年表彰として、丸岡中学校生徒 5 名である。

委員長 これについて何かご質問等はあるか。

喜多委員 教育委員会表彰の内規では、教員、社会教育関係者は記載があるが、市職員、学校事務職員は記載がないが対象とならないのか。

教育長 教育委員会協議会表彰に規程がある。教育委員会に 10 年以上勤務すると対象になる。

委員長 職員は異動があるので、むずかしいのか。

- 教育長 他部署では表彰が無いので、教育委員会職員だけを表彰するのは無理である。坂井市の市政功労賞については、10年在職を目途に考慮中である。議員、各種委員等、10年経過する方が出てきたら表彰するようである。
- 喜多委員 学校事務職員でも、ひとつの学校に長期間勤務し、部活動まで担当し学校へ貢献した方もいた。そのような方を表彰する機会があればと思うが。
- 教育長 3月末で退職する市職員もたくさんいるが、職員も特に表彰はない。
- 教育次長 教育委員会表彰は、3月8日午前10時から高棟公民館で行う。賞の授与について、教育委員さん方をお願いしたい。来賓、出席者は、資料のとおりである。退職教職員表彰は3月31日離任式席上で、教職員の功績賞については、4月14日の教育研究会総会の席上で、ともに青柳委員長をお願いする。
- 委員長 ほかに、ご意見等がなければ、「議案第26号 坂井市教育委員会表彰規則及び坂井市教育委員会善行青少年表彰に基づく表彰について」は、原案のとおり承認してよろしいか。
- (異議なし)
- 委員長 「議案第26号 坂井市教育委員会表彰規則及び坂井市教育委員会善行青少年表彰規程に基づく表彰について」は、原案のとおり承認する。
- 【議案第27号 坂井市給食費徴収規則の一部改正について】
- 委員長 これについて事務局の説明を求める。
- 学校教育課長 (議案内容の説明)
平成26年4月から消費税が5%から8%に改正されることに伴い、賄材料費の消費税も8%となるため、増税分を保護者に負担していただくための改正である。
- 委員長 これについて何かご質問、ご意見等はあるか。
- 委員長 職員の給食費であるが、現行は小中学校の職員は同額であるが、改正後は小学校職員と中学校職員を分けるのか。
- 学校教育課長 小学校と中学校の献立は同じであるが、中学生は栄養バランスでメニ

メニューが一部違うことがあり、職員も児童生徒と同じメニューとなるため、改正給食費を区分することとした。

委員長 ほかにも、ご意見等がなければ、「議案第 27 号 坂井市給食費徴収規則の一部改正について」は、原案のとおり承認してよろしいか。

(異議なし)

委員長 「議案第 27 号 坂井市給食費徴収規則の一部改正について」は、原案のとおり承認する。

【議案第 28 号 坂井市公民館長の選任について】

委員長 これについて事務局の説明を求める。

生涯学習スポーツ課長 (議案内容の説明)

4 月から 4 名の公民館長が選任となる。丸岡公民館長は、71 歳である。公民館長は、70 歳までとなっていて特例で委嘱しているが、年度途中で交代することになれば報告する。

委員長 これについて何かご質問、ご意見等はあるか。

(質疑なし)

委員長 ご意見等がなければ、「議案第 28 号 坂井市公民館長の選任について」は、原案のとおり承認してよろしいか。

(異議なし)

委員長 「議案第 28 号 坂井市公民館長の選任について」は、原案のとおり承認する。

【議案第 29 号 坂井市立竹田小学校及び坂井市立丸岡中学校竹田分校の廃止について】

委員長 これについて事務局の説明を求める。

教育次長 (議案内容の説明)

坂井市立竹田小学校及び坂井市立丸岡中学校竹田分校について、平成 26 年 3 月 31 日をもって廃止とする。体育館、グラウンドについては、これまでどおりに市民に開放する。

委員長 これについて何かご質問、ご意見等はあるか。

喜多委員 現在、竹田地区の児童生徒数は何名いるのか。

教育次長 小学生6名、中学生7名である。

委員長 校舎の利活用については、まだ検討中なのか。

教育部長 先日の新聞では、2階を宿泊施設とレストラン、3階を木工加工のできる施設とし、1階には公民館を配置し、風呂場も設置する。竹田公民館については、お年寄りの集まる施設に改修、木工館についてはレストランと山側には木を利用して遊べる場所の整備を行う計画であるが、運営については、これから協議をしていく必要があると掲載された。

小島委員 いつごろまでに最終的な計画を出すかは、明示していないのか。

教育部長 提案されたことに対して、運営をどうするか等、内容を検討してからになる。

委員長 施設は市所有であるが、運営は市では行わないということになるのか。

教育長 運営を竹田地区でと考えるが、運営のノウハウを(株)ピー・ティー・ピーにお願いしている。三国の町並みについても指導いただいた方である。

委員長 ほかに、ご意見等がなければ、「議案第29号 坂井市立竹田小学校及び坂井市立丸岡中学校竹田分校の廃止について」は、原案のとおり承認してよろしいか。

(異議なし)

委員長 「議案第29号 坂井市立竹田小学校及び坂井市立丸岡中学校竹田分校の廃止について」は、原案のとおり承認する。

【議案第30号 坂井市立幼稚園の位置の変更、分園の設置及び廃園について】
委員長 これについて事務局の説明を求める。

教育次長 (議案内容の説明)
坂井市幼保一元化計画に伴い3園を位置の変更、1園を位置の変更と分園の設置、4園を廃園とする。施設は放課後児童クラブとして、大関、

兵庫幼稚園舎は、小学校耐震工事の仮設校舎として活用する。

委員長 これについて何かご質問、ご意見等はあるか。

喜多委員 平章幼稚園を残して長畝幼稚園を廃止するのは、どういった経緯か。

教育次長 長畝幼稚園、平章幼稚園は霞幼保園に入ることとなるが、条例では1つの幼保園には1つの幼稚園しか設置できないためである。

(異議なし)

委員長 ほかに、ご意見等がなければ、「議案第30号 坂井市立幼稚園の位置の変更、分園の設置及び廃止について」は、原案のとおり承認してよろしいか。

(異議なし)

委員長 「議案第30号 坂井市立幼稚園の位置の変更、分園の設置及び廃止について」は、原案のとおり承認する。

【議案第31号 就学指定校の変更許可について】

委員長 これについて事務局の説明を求める。

学校教育課長 (議案内容の説明)
新規の申請が4件である。

委員長 これについて何かご質問、ご意見等はあるか。

(異議なし)

委員長 ご意見等がなければ、「議案第31号 就学指定校の変更許可について」は、原案のとおり承認してよろしいか。

小嶋委員 4番の子について、校区は職員が間違えて伝えてしまったのか。保護者が聞き取りを間違ったのか。

学校教育課長 保護者は、職員から聞いたと申し立てをしているが、平成16年のことなので、確認はできない。

小嶋委員 同じ地籍であっても字の違いで校区がわかるのか。

学校教育課長 そういった地域もある。

小嵐委員 2番の子は、登下校は保護者の送迎なのか。

学校教育課長 両親共働きなので、放課後は祖父母宅へ帰宅し、親御さんの仕事が終わったら祖父母宅へ迎えに行き、自宅へ帰ることになる。

委員長 ほかに、ご意見等なければ「議案第31号 就学指定校の変更許可について」は、原案のとおり承認する。

来月の定例教育委員会は、3月25日（火）午後1時30分からに決定。

【平成26年2月 坂井市定例教育委員会 審議結果】

平成26年2月20日（1日間）に開催された、定例教育委員会審議の結果を報告する。

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
議案第26号	坂井市教育委員会表彰規則及び坂井市教育委員会善行青少年表彰に基づく表彰について	H26.2.20	原案承認
議案第27号	坂井市給食費徴収規則の一部改正について	H26.2.20	原案承認
議案第28号	坂井市公民館長の選任について	H26.2.20	原案承認
議案第29号	坂井市立竹田小学校及び坂井市立丸岡中学校竹田分校の廃止について	H26.2.20	原案承認
議案第30号	坂井市立幼稚園の位置の変更、分園の設置及び廃止について	H26.2.20	原案承認
議案第31号	就学指定校の変更許可について	H26.2.20	原案承認

上記のとおり会議の顛末を記し、これを証するために署名する。

平成26年3月25日

教育委員長

青柳 裕

職務代理者

喜多 正之

委員

小 島 義 昭

委員

三宅 小百合

教 育 長

川 元 利 夫

会議録調製職員

庄納 俊明

島田 順子